



人の生活圏への

クマの出没を抑制するために

クマを誘引するおそれのある樹木の伐採費用を補助します

人の生活圏へのクマの出没を抑制するため、柿や栗などのクマを誘引する恐れのある樹木の伐採について、その経費の一部を助成します。申請方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



■補助内容

| 対象 | 対象樹木 | 対象経費 | 補助率・補助額 |
|--------------------|-----------------------|------------------|-------------------|
| ①樹木の所有者 | 柿や栗のほか、クマを誘引する恐れがある樹木 | 業者へ支払う樹木の伐採・処分費用 | 2分の1以内 (上限5万円) |
| ②所有者から同意を得た個人または団体 | ※営利を目的として栽培していた果樹は対象外 | | |

問 農業課農業振興班 (☎72-0631)

ごみはルールを守って捨てましょう

指定の場所以外や、決められた時間外にごみを出すと、クマの出没リスクが高まります



クマは生ごみの臭いに引き寄せられ、移動する可能性があります。指定の場所以外や決められた時間外にごみを出すと、クマを誘引する原因となり、クマの出没リスクが高まります。



“決められた時間に” “指定の集積所へ” “正しく” ごみを出すことは、まちの環境を守るだけでなくクマなどの野生動物を寄せつけないためにも重要です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ポイ捨て・不法投棄は犯罪です



市内でのごみのポイ捨て、不法投棄による被害が多数報告されています。

これらは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止された犯罪行為です。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金という重い刑罰が科せられる場合があります。

また、ごみの出し方のルール違反も不法投棄として処罰の対象となることがあります。

問 環境共生課環境対策班 (☎55-8069)